

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

親子間の金銭貸借は要注意

Q：息子が結婚を機に独立するので、家を建てる資金をいくらか貸してやろうと思います。契約書を作っておけば贈与とは見られずに済みますか。

A：親族間の金銭の貸借は注意が必要です。住宅資金贈与の特例を使えば、贈与税が軽減されます。

【解説】

親子や兄弟間の金銭の貸借については、贈与とみなされないためには、注意が必要です。ただ単に贈与税課税を避けたいがために形式のみを整えても、まず通用しないとおかれる方がよいでしょう。

ましてや「あるとき払いの催促なし」では、贈与とみなされることになるでしょう。

結局は、実体はどうか個々に判定されることになるでしょうが、家を取得するための贈与なら『住宅取得資金の贈与の特例』をご存知でしょうか。

この特例を使えば、300万円までは無税、1,000万円までは安い税金ですみます。

特例を受けるためには、

- ①贈与を受けた者の所得金額が1,200万円以下であること。
- ②住宅を新築又は購入する資金であること。
- ③父母又は祖父母からの贈与であること。
- ④床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅であること。
- ⑤その他一定の要件を満たしていればOKです。

